

地方行政委員會議録第六十一号

昭和二十九年五月十三日(木曜日)
午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事瀧尾 弘吉君

理事吉田 重延君 理事鈴木 幹雄君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

生田 宏一君 熊谷 憲一君

佐藤 親弘君 田淵 光一君

西村 直己君 保岡 武久君

山本 友一君 床次 徳二君

藤田 義光君 石村 英雄君

北山 愛郎君 横路 節雄君

伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

松永 東君

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君

國務大臣 塚田十一郎君

出席府政委員

國家地方警 谷口 寛君

國家地方警本部 柴田 達夫君

警視長(警務部長) 山口 喜雄君

警視長(警備部長) 鈴木 俊一君

自治庁次長 鈴木 俊一君

總理府事務官(自治庁行政部長) 小林幸三次君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

五月十三日

委員阿部五郎君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の名で委員に選任された。

五月十三日

市町村職員共済組合法案(内閣提出第一七七号)は去る十日厚生委員会に付託したがこれを變更してその審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)

市町村職員共済組合法案(内閣提出第一七七号)

地方財政に關する件

○中井委員長 これより會議を開きます。

まず内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、きのうに引続き質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。西村力弥君。

〔北山委員、その前に議事進行について……と叫び〕

○中井委員長 それでは北山君。

○北山委員 この地方自治法の改正の質疑に先立ちまして、一言委員長にお願いを申し上げたいのですが、きょうの新聞を拝見いたしますと、地方税法の改正、それから地方財政平衡交付金の改正、入場課税と税法等につきま

して、参議院の修正案が衆議院に回付されて来たのでありますが、これに對して政府、自由党は、この地方交付税法につきましても、参議院の修正をのむんだということが新聞で伝えられておるわけでありまして、これは当委員会におきましても、交付税の例の所得税、

法人税、酒税に對する割合というものが、自由党、改進黨の委員諸君の非常な御努力によつて百分の二十から百分の二十五ということに修正をされて、そして衆議院を通過したわけでありまして、現在の地方財政の非常に窮乏した状況、それからすでに累積をしておる何百億の赤字というやうなこの地方財政の状況にかんがみましても、私はこれは来年度からであつて、その点で非常に不満でございましたが、とにかく現状よりは教段と地方財政にとつてはいい結果をもたらすのではないかと、こ

う思つておつたのでございしますが、それが参議院の修正百分の二十二というものをのむというやうに政府、自由党が了解をしたということが伝えられております。この回付案はあるいは当委員会を經由しないで、ただちに本會議において決定をされるというやうな情勢にもございしますので、この際大蔵省並びに自治庁においてを願つて、この修正から起つて来るいふやうな問題、あるいは政府側のこれに對する意見等を当委員会においてひとつ説明していただきたい。そのやうな措置を委員長におとまりを願うやうにこの際要望しておきます。

○大石委員 ただいま北山委員がおつしやいました通り、参議院議員がそのやうなまじきなことをやるならばわれわれにも覚悟がある。大体あの人は六年間解散もなしに何をしておるか。毎日遊んでおるじやないか。衆議院議員はこんなに忙しい。それにわれ

われのしたことを修正して、そのうしてのはほんととしておる。それであつたら歳費を半額にしろと私は言いたい。私たちと同じやうな歳費をもらつて何をしておるか。もし自由党の人があつた地方税法をのむというならば、自由党の人はよほど腰抜けであると言いたい。腰抜けですよ。参議院がそのうした修正をしたことに對して絶対反對をして、三分の二で本會議で可決していただくことを、委員長さん責任をもつて御処置くださいますかどうかですか、はつきり返事をしてください。

○中井委員長 北山君並びに大石君の御発言に對しお答えをいたします。お説の通り事はきわめて重大でありまして、この処置をどうするかについて、先般来いろいろと研究もいたしてあるものであります。特に北山さんの御発言中に自由党の態度いかんということがございしましたが、参議院においてあの修正の決定された後、自由党におきましては各機關においてその対処方を研究し、中にはいふふ意見の対立を見たる論争もあつたのであります。それがためにいろいろな案をもちまして目下政府との間に交渉をいたしておる段階でございします。おそろく本日本中にはこれが決定することであらうと存じます。もし何分の決定がありまして自由党が行くべき道がきまりましたならば、ただちに委員会において皆様は自由党としての態度につきごひろうをし、でき得べくば御同調をお願いすることになつたといつて存じておる次第であります。それをいたさずして、ただちに本會議に持つて行くといふやうなことはいたさないことをお約束をいたしておきます。何とぞ御了承を願います。

○西村力委員 今の取扱いはそれでよろしいのですが、きょうの新聞を見ますと、緑風会の修正案を自由党としてはのむ、承認をするといふことになつておることは事実であるかどうかといふことははつきりしてまいりたい。これは幹部間の話合いといふことではあるでしやうけれども、事いやしくも当委員会が地方財政の窮乏をカバーして、爾今赤字によつて地方の行政が苦境に陥ることを防ごうとする熱意に燃えてやつたことなのであります。それがあつたことなのに修正されておるということとは、万々閑知しないということではない。十分に話があるだらうし、また話がなくとも委員長として当然積極的にこの問題にタッチしているはずでございしますので、確実にあの新聞記事通り承認するといふことを前提として政府との折衝に入つておるといふやういふに見てよろしいかどうか御答弁を願いたい。

○中井委員長 お答えいたします。地方財政の現状にかんがみまして、これが確保につき何とかいたしたいという熱意につきましては、北山君、西村君、大石君のお考えに沿うやうに持つて行つておるのが自由党の立場であります。ただし参議院の修正案をこの際そのまゝのむかといふといふこ

とにつきましては、先ほども申し上げました通り目下研究中であり、また交渉中でもありますので、いまだその態度は決定いたしておらないのであります。こういうことをお答えいたしますよりほかには道がないのであります。そこで何分の決定ができましたら先ほども申し上げますように皆さんに申し上げ、そうしてできるならば御同調をお願いいたしますことにはいたしたいと存じております。

○大石委員 大休参議院議員は総理大臣を選挙権を持たぬ、いわゆる決定権を持たぬ参議院議員である。解散がない。六年間実に悠々閑々として、そしてわれ／＼と同じ歳費をもらつておる。そういう者の言つたことをわれわれがりのみにすることはできません。これを両院協議会に持つて行つても三分の二でただちにわれ／＼の言つた通りやつていただきますでしたら、ここは四票野党が多いですからこれを否決いたします。さより御承知ください。

○中井委員長 お話の趣はよく承わしました。

○西村(力)委員 自治法に入りたと思ひますが、本日の御出席を見ますと小林行政部長ただ一人なのでございまして、これではわれ／＼の質疑はとうていできません。それでございまして、こししばらく休憩を願います。

○中井委員長 今政府の当局はこちへ来つたやうであります。どの案が先に議題になりますかはつきり知ることができませんがために、一応小林行政部長が参つたこととあり

ます。ただいま来つたやうありますから何とぞ御進行願います。

なお精路委員に申し上げます。あなたが先日御要求になりました北海道における暴風雨による被害状況、この調査の結果を書面にいたしまして閣下地方警察本部から資料を提出して参りましたので、各委員諸君のお手元に配付いたしました。この調査により参りますに北海道だけでなく、仙台管内につきましても二、三の事項について報告があるやうであります。何とぞ御了承を願います。山口警備部長。

「自治法に入ると宣言しているのだから、それに入るのはおかしい」と呼ぶ者あり」

○中井委員長 一応山口警備部長に発言を許しましたから承りましよう。「議題が違ふ」と呼び、その他発言する者あり」山口部長が何を申すかわかりませんが、聞いた上で附かにかにいたしましやう。山口部長の言わんとするところは資料の補足説明だやうであります。それならばあとで許すことにいたしましやう。西村力弥君。

○西村(力)委員 今度は鈴木次長がおいでになりましたが、私はやはり大臣に来てもらわなければならぬ質疑であります。地方自治法の改正は技術的なものであるで、さして質疑を要する点もないのでございまして、この法案が本日この時期になつて提案されたやうなこと、あるいはさういふやういふにせざるを得なかつた事情、これがむしろわれ／＼として重要な点なのであります。この点につきましては、次長の答弁では十分にそれを補ひ得ることができない、かように思ひわけなうであります。かるがゆゑに、私は大臣

の出席を待つて質問をいたしたいと思ひますので、留保いたします。

○北山委員 私も西村委員の聞きたいという点は大いに疑問に思つておる点でございまして、特にこの地方自治法の改正については、自治庁においては相前からいろいろ準備をされて、関係方面ともいろいろ折衝されておつたやうであります。従つて今回ここに地方自治法の一部を改正する法律案となつて、その一部だけがこの法案となつて提出されたわけでありまして、それ以外の、いろいろな改正を考慮しておつた事項、そういうものが数点あると思ひます。今回は保留してこれだけを出されまして、主要な点について説明をしていただいて、その保留された理由についてこの際御説明をいただきたい。これは事務的な点でございましてから鈴木さんでもつけようかと思ひますので、この点を御説明願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまのお尋ねについてお答え申し上げます。自治庁といたしましては、地方制度調査会の答申に基きまして、地方自治法の改正法律案を鋭意研究をいたし、また案を練つて参つたのでございまして、その内容といたしましては、地方制度調査会の答申に現われておりますものを取入れ、またその答申からできるだけ逸脱しないやうな範囲にとどめるやうなことで案を練つて参つたのであります。しかしながらその中で一、二例をあげて申し上げますと、府県の実態処理いたします事務と、また市町村の実態処理いたします事務、あるいは府県と市町村の機能というものが、現実的に即して見ても、ある程度違うやうな面があるわけでございます。そう

いうふやうなことを、県と市町村の間に置いて、ある程度法の規定においても実際に即するやうに調整をしたらどうであらうかというやうなことを考えまして、いろいろな点でその点も練つておつたのであります。これらの点が一つの大きな点でございまして、それからまた地方制度調査会の答申の中には、事務の配分につきましてもいろいろ答申があつたわけでございますが、なかんずく、大都市に対する事務配分というやうな点もございまして、それらの点もいろいろ立案をし研究をしておつたのでございまして、この点につきましては、各省と自治庁との間にございまして、話がつきません。各省はやはりある程度中央にこれを留保し、あるいは市町村に委譲しないで府県に留保しておくやうな考え方が非常に強うございまして、その辺どうも最後まで成案を得るに至らなかつたのでございまして、その他の点につきましても、合理化と申しますか、能率化と申しますか、さういふやうな点からいろいろ考へておりました、たとえば監査委員の制度、要するに監査機能を強化して参りたい。いろいろ地方財政の運営の上におきましても、これを能率化するためには、監査機能を強化する必要があると考へまして、それらの点もいろいろ考へて来たのでございまして、その他いろいろの点を取上げたのでございまして、何分会期が切迫するやうな段階になりましたので、全体を通じて一つの成案を得、しかも関係各省庁間に了解を得ることが困難な段階になつて参りましたので、そこでどうして当面の事態として処理しなければならぬ、また関係各省庁間において話し合ひがついたというやうなものだけに限定をいたしまして、今回提案をいたしたやうな次第でございまして。

「中井委員長退席、佐藤(親)委員長代理着席」

○北山委員 さういたしますと、概略はわかつたのであります。例の知事の官選の問題、それから府県に地方事務官というものを置くというやうな問題については、考慮されなかつたかどうか。考慮はしたが、いろいろな事情を考へて今回は保留したという情勢であるか。知事官選と、地方事務官設置の点についてお答えをお願いしたい。

それからもう一つは、一般的に国の委任事務、団体委任、機関委任、国政事務の委任、この委任事務の監督という点については、何らか考慮されておつたのではないかと思ひますのでありますが、その点は考慮したかどうか。またもし考慮した上で保留したとすれば、その理由、以上の点についてお尋ねいたします。

○鈴木(俊)政府委員 知事の官選につきましては、いろいろ各方面の賛否の御意見があつたわけでございますが、先ほど申し上げましたやうに、地方制度調査会の答申におきましてはその点まで触れていないわけでございます。従つて今回は、先ほど申し上げましたやうに、各方面の了解が付き、しかもとりあへず処理しなければならぬ事項に限つて、会期の関係も考へながら最小限度のことを提案いたしたわけでございます。官選問題のやうな、さういふ大きな問題には触れておりませんし、さういふことは、実はあの段階

におきましては、こゝまでは考えておらなかつたのであります。

それから地方事務官制度の問題でございますが、これは地方制度調査会の答申に、大いに地方事務官制度を活用して、出先機関の統合等をはかる趣旨の答申があつたわけでございます。そこで、たとへば若干の出先機関の統合というように関連をいたしまして、ある程度このような問題も事務的には研究したのでございしますが、遂に最後の成案を得るに至らないで終つた次第であります。

○北山委員 塚田大臣がお見えになりましたので……。ただいまの点、特に知事の官選、これは塚田自治庁長官はいろいろの機会に、しかも公式な機会に私見としてお述べになつておられるようであります。私も、やはりこれは単なる個人の意見ではない、少くとも公式の、国会なりという席において述べておられる見解は、單なる、塚田さんという人の個人的な意見ではない、個人的な意見として考えるわけには行かない、こう思うのであります。今回の地方自治法の改正にはその問題はもちろん出て来ておりません。であります、あらためてここで伺ひをいたします。塚田長官は、知事官選はやはりあくまでこれを実施しなければならぬものである、将来どうしても知事官選へ持つて行きたい、そのように考えておるか、この際明らかにしていただきたいのであります。

○塚田国務大臣 知事官選という話は、御指摘のように、本委員会において発言を申し上げたことは事実でございます。ただ、ただいま北山委員は、公の席で言うんだからこれは個人の意見としては聞かれないというようにお考えのようでありますけれども、それはそういうふうに御了解いただいては困るのであります。政府の意見として発表いたします場合には、当然これは——ことにこういう関係するところの甚大な問題は、政府部内で全部話し合ひをした上でまとめた意見でなければ申し上げられないわけでありまして、従つて、まだそういうことは意見がまとまつておらないのであるからして、政府の意見であるというならば申し上げるものは何もございせん、このように申し上げるのではありません。この問題について、自治庁長官という立場にたつた今ある塚田個人が、どういふ考え方を持つておるかというところのお尋ねであるならば、それはいろいろ考え方でありまして、これを特にお断り申し上げて、しかもお尋ねがあるからお答えするという形で申し上げておるのであります。これはどこまでもそのようにお聞き願ひたいと存じます。また願ひなければ困るわけでありまして、今別にその事情についてお尋ねではないのであります。深くその事情自体については申し上げませんが、官選々と平たく言われておりますけれども、私がしばしばの機会に申し上げておる通りに、自分は現在の公選制度というものの、ついでに疑念を持つておるものであり、それをどのような形にするかというところについて、はまだ自分としても確たる意見もないし、従つてそういうような段階でありますからして、今の政府が必ずこれを實現するといふ考え方がないかという点に對しては、今の段階ではまだ何もお答え申し上げることも、また申し上げられるものもない、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

こと、また申し上げられるものもない、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○北山委員 それでは自治法の内容につきまして、これは昨日も警察法改正に伴う自治法の改正の部分について自治庁の方にいろいろ御質問したのであります。その際疑問の点がありまして、きょうは御質問でもおいでになつておるようでありますから、昨日の自治庁への質疑において明らかになつた点に關連して、ちよつと御質問申し上げます。実は今自治法の警察の職員である者が、今回の警察法の改正によつて、ある者は府県警察に行き、ある者は国家公務員である警察官となるわけでありまして、地方公務員になる警察職員に對しては、現在の給与との差額を調整手当として都道府県の方で出すというところになつてゐる。ところが警察正以上の階級の、いわゆる国家公務員である警察官に移る者についてはこの調整規定がないわけなんです。これは非常に重大なことではないか。今の自治正以上の国家公務員である警察官と今度なるのだけれども、しかし給与ははなはだしく下るわけでありまして、その点については何ら考慮されてゐない。そういうことは、今度の警察法改正によつて、自治警察の幹部はそのまま移つてもよいが、しかし給与は相当下るんだぞ、それでもよかつたらおいでください、いやならおやめなさい、こういうような警察法の改正ではないか、それについては一体どういふふうに考へておられるのか。今の自治警察から府県警察に移つたりする人たちが、一部は調整され、一部は給与の

調整をされない、この点だけを考へても非常に不公平じゃないか、こういうふうに考へるのではありませんか、これについて国家警察の本部側としてはどういふふうにお考えになつてこれを立案してゐるのであるか、この点をお答え願ひたい。

○谷口政府委員 ただいまの北山委員の御質問にお答え申し上げます。御意見の通り、現在の市町村の自治警察の職員が、今回の警察法が施行せられますならば、あるいは都道府県の警察職員となり、あるいは警察庁の職員となるというように振りわけられて来るのであります。その場合に、大部分の者は都道府県の自治警察の職員になることが想定せられますけれども、考え方といたしましては、警察庁の職員になる者も若干出て出るというところは、これはまた御指摘の通りでございます。この場合、都道府県の警察職員の場合は調整額が出るが、国の場合は出ていないというところも、これは御意見の通りでございます。この点は大臣あるいは長官からしばしば御答弁をいたしましたように、国家公務員の場合にはおきましては、警察官といわずその他の職員といわず国家公務員全体の給与の体系がございまして、このように制度の改革によりまして国家公務員に切りかえられる者につきまして特例を設けるといふことが非常に困難な事情にありまして、やむを得ず国家公務員になる者につきましては、国家公務員の給与体系によらせるといふことにした次第でございます。但し繰返し申し上げますように、実際の実情をいましては、比較的高給にあつた幹部がきわめて少数国家職員の方へ切りかえられるということになりますので、その給与の差額がかりにありまして、おそれたとしても、さうに大きな相違ではなからう、かように考へておる次第でございます。

○北山委員 国家公務員になる今の職員の数はどのくらいでございせんか。

○谷口政府委員 全体といたしまして警察庁の職員が約千名前後、都道府県の職員であつて国家公務員になるものが二百五十名、こういうことであります。

○北山委員 これは数の上では少いといひましたが、今回の警察法の改正というふうな制度上の改正によつて、今まで自治警察であつたものが、やはり国の全体の治安を守る警察という仕事に専念して来たところの、しかも幹部級の大事な人材については何ら考慮されておらぬというところは、これは重大な問題だと思つてゐる。制度の全体の変革から見れば小さな問題かもしれないが、やはり公務員の給与というものは、例の既得権といふものがあるわけなんです。既得権といふものは原則として尊重されなければならぬのであります。ですから、やはり何と申して前の給与といふものをそのまま引續いでやるといふのが、普通の制度の変革の場合には——国の都合によつてそうなるのでありますから、給与の大幅な切下げを受けるということのないような措置をとらなければならぬと思ひます。これは、国家公務員については給与の体系があるといひましたが、しかし地方公務員についてもやはり給与の体系といふのは全体としてはあるのです。だから、常識論としては、国家公務員であつても地方公務員であ

るが、同じじゃないか。ことばきのうのお話でも、同じ警察官ということ、集合的な名称でもって、警察官とされておる。ところが国家公務員に移る人だけがそういうような調整の措置が講じられていない。実に納得の行かない話だ。思うのですが、何とかこれを考慮する方法がないのですか。

○谷口政府委員 その点は全体の考え方に対する御批判といたしましては、まったく北山委員の御指摘の通りでございます。御趣旨全体といたしましては、われ／＼といたしましてきわめて同感に存するのでございます。しかしながら、先ほども繰返し申し上げましたように、国家公務員全体としての給与体系の問題もございまして、一応今回の案といたしましては、差額を国家公務員についてまで調整をするという措置が講じられなかつたのでございまして、端的に申し上げますならば、先ほども申し通り、都道府県の職員にならないで、市町村の自治体警察の職員から国家公務員になる人間は、率直に申し上げまして数が少ない。数が少ないことは、既得権を侵す理由にならないじやないかと申されれば、それはその通りなのでありますけれども、そのような立場において市町村の警察職員から国家公務員たる都道府県の高級幹部になるというものでありますから、幹部的な地位と給与というものをならみ合つてみました場合に、おいて、給与体系をくずしてまで差額を調整するという措置を講ずるといふ必要があるかどうかという点について、結果、考え方としては、国家公務員になり、かつ、都道府県の高級

職員になる人々でありますから、給与の体系につきましては、国家公務員の給与体系によつていただく、こういう考え方になつた次第でありまして、ひとつその点の経緯を御了承いただきたくと考へます。

○北山委員 それは国警側としては、おそれ、給与体系の全体の秩序を維持するといふことのために、自治体警察の幹部は来てもらつてもいいし、いやならば来なくてもよろしい、いやならおしよといつたような、自治体警察の幹部は当てにしないというようなお考えがそこにひそんでいるのではないか。これは実際問題としてそういう結果になる。従つてまた、自治体警察の方で今回の警察法の改正に反対するものや一部にはそこにあるのではないかと思ひます。これは自然なこと、こういうような既得権を侵害するより法の改正をやりますとそういう結果が起ることは当然なことである。だからやはり、新しい警察組織の中では、自治体警察の幹部は来てもらつてもいいしどうでもよいというようにな、まことに冷酷無残な考え方がそこひそんでいゝといわざるを得ないのであります。ところがまた同時に、都道府県の方へ移る職員についても、きのうの御説明であります、単に本俸についてだけ調整をされるが、これに伴う諸手当については、その差額というものは都道府県では調整されない。そうするとやはり、数においても多数を占めるところのいわゆる都道府県警察へ移る警察職員についても給与の切下げが起り、また一方にこれを起さないとすれば都道府県はその差額だけを

なるのですから、自治庁としては、その本俸の調整額は、昨日の質疑に対しては十三億幾らであるという答弁がなされたのですが、その手当の分については一体数字的にわかつておるのであるか。それらの点を検討されておるか、どうか、それをひとつ御説明願ひたい。

○鈴木(俊)政府委員 この点は、昨日御説明申し上げましたように、十三億九千万といふものを給与の調整の費用として財政計画の上に計上いたし、それを本俸について見る、こういうことにいたしておるわけであります。もちろん全体からいたしまして現在市町村の自治体警察におりますときの給与をそつくりそのまま府県警察に引継いだ場合には、当該の警察職員に對しましては、當該の警察職員に對しましては最もいいわけでございますけれども、反面、市町村各個の自治体の警察職員が今度は都道府県といふ一本の警察の職員になるわけでございまして、従つて給与もやはり都道府県の給与体系の中に入つて参るわけでございまして、従つて、これはできるだけ都道府県職員として、統一ある給与の体系に持つて行くことが望ましいわけでありま

○北山委員 今お尋ねをした手当の調整をしない部分、その部分は大体幾らになるかといふことは計算上は出ておりますか。

○谷口政府委員 従来市町村の自治体警察の職員であつた者につきまして、本俸関係につきましては相当詳細な資料があるのでございするけれども、本俸以外の諸手当につきましては、いろいろな種類の、またいろ／＼な体系の給与があるようでございまして、われわれといたしましては、その正確な資料は現在持つていないような事情でございまして。

かようにわかれした制度を一本に進めて行くという仕事の上から申し上げますならば、その程度の措置以外に万全の策を講じようと思つてもなか／＼それができ得なかつたといふような事情にある次第でございまして、両者の間に区別をつけるというようなものも考え方は毛頭持つていないのでございしますから、この点だけはぜひよろしく御了解をいただきたいと思ひます。

○北山委員 考え方としては一向信用してさしつかへありません。しかしながら現実の世界の因果関係を信するものにとつては、やはり結果としてそういうことが起つて来るのだという考えを、これはあなたのお話を聞いてもやめてしまつては行かないのです。結果として必ずそういうことが起つて来る。給与の切下げなんです。ことにただいまお聞きしたところでもわかりますように、国家公務員に移る職員はもとよりでありまして、都道府県に移る者も切下げになる。多少とも手当分については切下げになるのです。そうすると今度の警察法案といふものは、現在の自治体警察に勤務しておりました数万人の給与切下げをやる法案である。結果としては必ずやうなる。それをあえてするやうな法案である。なるほど警察の経費を節約する。保安隊を四万人もふやすから、そつちの経費をカバーするために警察の経費を節約する。その節約をするのは三万人の警察官の首切りをすると同時に、全体の自治体警察の警察官の給与切下げによつて行つて行く。そう丁度されてもしようがないと思ふのですが、これについて自治庁及び国警の方から説明を願ひたいのです。

○西村(力)委員 関連して谷口さんにおよつとお尋ねしますが、そういう考へで誠意を持つてなさるならば、自警から国警に行かれる人々の俸給手当なんかでカバーするのではなくて、そのまゝにしておいてはばらく国警側の人々が追いつくまでストップさせるというぐあになぜ行かないか。そうでなければ、そのレベルまで達しないうちに退職しなければならぬ人は非常な損をこうむるというところはわかり切つておることである。なぜそういうぐあいにできないか。それはどの親身の考へを持つてくださるならば、なぜできないのかという理由をお聞きしたいので

す。

○谷口政府委員 非常にごもつともな御質問でございます。われ／＼といひましてこの切りかえの際における給手の關係をどういふふうな考へ方でまとめ行くかということにつきましては、いろいろと検討いたしたわけでございます。ただいま西村委員のお考へのように、一応現状でくづけておいて、逐次低い方の側を引上げて行くというふうな考へ方も、考へ方としてはもちろんあり得るのでございす。しかしながら申すまでもなく今回の改正案におきましては、新しく充足いたします都道府県の警察というものは国家地方警察及び市町村の自治体警察をともに廃止いたしまして、都道府県の自治体警察として一本に管理運営がなされて行く警察に相なつておりますので、その意味合いから申し上げますならば、従来は実質的には同性格の警察事務を運用いたしておりましたも、法律上の性格をいたしましては、それ／＼独立の主体の区域内において

活動いたしておつたのでございす。が、今回は完全に一本の都道府県という自治体警察の中で、しかも同性格の警察事務を運用して行く、こういうことに相なるわけでありす。しかもそれに当たる人が従来の帰属を考へてみるならば、あるいはその当該都道府県の国家地方警察の職員であつた人、あるいは市町村の警察職員であつた人、かような事情になるのでありますけれども、充足以後におきましてはまつたく都道府県の本の警察職員として活動して行く。かようなことに相なりす以上は、警察官としての広い意味の人事管理ということも考慮いたしまして、あくまで出発する都道府県の警察職員としては、給手一本の条例においてきめて行くということが、今申し上げましたような考へ方からむしろ適切ではなからうか、かように考へまして、まず条例をいたしまして国家公務員の例に準じつつ、しかも各都道府県の実情、都道府県の課の吏員の給手の実情等を参酌いたしまして条例による一本の給手というものを考へて行くことが、妥当ではないか、かように考へた次第でございす。しかもその点につきまして先ほど来議論のありますような市町村の警察職員、あるいは考へ方といたしましては都道府県の警察職員、従来もらつておりました給手との差額がありまゝの場合においては、当分の差額がなくなつて行くことがございすところまでの間政令の定める基準に従つて、条例の定むるところによつて給手の調整をして行く、かようになつたのでございす。しからば今のうちに人事管理上一本の給手がいいと言ひな

がら、しかも差額を補給するというふうな意味の人事管理上の不均衡があるじやないかと必ず御指摘になると思ひますけれども、六年間給手体系としてわかれて参りましたものを一本にまとめ上げます以上は、過渡期の現象といたしましてはかような措置も万やむを得ないのじやなからうか、そうしてその調整につきましては実質上の昇給その他によりましてでき得る限りすみやかに、しかも損害の少い程度におきましてこの差額を縮めまして、近い將來におきまして完全な意味の本の給手体系が当該都道府県の警察職員として実施できる、かようなことを希望いたしておるような次第でございす。

○鈴木(俊)政府委員 新都道府県自治体警察の職員になります以上は、先ほど来申し上げましたように、やはり府県の給手体系の中に入り込むわけでございます。従来は経緯から申しまして、当該警察職員の給手と上の利益をできるだけ保護することは一面考へなければならぬけれども、半面それの統合一元化による給手体系の一本化ということも考へなければならぬわけでございます。それから、その両者の要求として先ほど来申し上げましたような、本俸の調整を行うというふうなことがなつたわけでございます。そういうことが半面から申せば不合理だという御議論かとも存じますけれども、私どももいたしましては、本俸については少くとも保障せられるということ、この問題は処置するほかはないのじやないかというふうに考へております。

○西村(力)委員 関連して、町村合併がいろいろ進んでいゝのですが、合併したときにそういう給手と上の差額の問題がたゞさん出ておるし、また町村合併の話し合いをする場合には、無理をせぬで何とかかんとかやるといふ關係から、各村々の三役なんかの現俸給による、その地位はとにかくとして、この継続という方法がとられておる。こういう事情から財政的に非常に苦しくなつて来るというので、人員整理に自然に行かざるを得ないというふうになる。そういう町村合併の場合の給手差、これに對しても、今のような考へ方でおられるかどうか。それからまたそれによつていろいろ財政的に窮乏して来る、それが吏員の首切りや何かに進んで来るという現状を、自治庁としてはどういふぐあいに指導せられ、それから財政的にどう張つてなさうとするか、そういう点について御答へ願ひたいと思ひます。

○小林(手)政府委員 町村合併に伴う各合併町村の間における給手の不均衡、これは正直に申しまして多少あることは事実でございす。特にいなかの町村だけなら問題はありますが、町がかつたところに入つて来る場合におきましては、かなり不均衡があるというところが見受けられるのであります。それでそれとどう調整するかという問題になります。これはしよせん一本の町村にまともなれば、それ／＼の町村で同じ勤務をする吏員の間には不均衡な扱いをするのは事実上困難でありますので、大体逐次調整して行く方向にあると思ひます。これはあたりまえのことだらうと思ひます。それでそれを一度にするか、時期を見ているので、いゝ／＼なやり方をやつておりますが、大体統一した区域におきましては、どちらかといえば高い方向にみんな行くというのが自然の姿でありまして、これはわれ／＼としてもやむを得ぬ措置だらうと考へております。ただ正直に申しまして、合併を見越して、ある町村で特別に昇給をしておるといふふうな、これはきわめて稀有な例でありまして、その始末を一体どうしてくれるかというふうな困難な例も、これはないでもありません。しかしこれは一般の町村の普通の給手というものを基準にして適当に調整されるのであります。そういうことを考へておるのであります。

そこでその結果多少給手のレベルが全般的に上るのはやむを得ぬと思ひますが、それで財政上えらく窮乏して来るほどのものではないと実は考へております。全般的には多少上りますが、それにも増してそれ／＼行政費の節減もあることでありますので、そういうことで十分カバーできるものだと考へております。しかしまた具体的問題に即しまして、そういう事例によつてにつちもさつちも行かぬというふうなことになるればもちろん考へますが、われわれ大體いたしましては、合併に伴う行政費の節減で十分補うて余りがある、こういうのがわれ／＼の考へ方でありす。

○北山委員 先ほど申し上げた通りでございす。が、警察職員というものは、御承知の通り職員団体も結成できない、政治活動もできない、何をされても泣き入りだ。今回の自治法の改正では警察吏員を警察官とするという非常に簡単な文句で表現されておるのでございす。その中には結局十何万

人という自治体警察の職員に給与大切下げを行わんとしておるわけでありませう。これはもしも十分に警察職員に賞権を与えるならば、相当強硬に、これに猛反対して来るのではないか。ただそれが許されないから黙つておる。

○谷口政府委員　警察官は、自治体警察の警察官といわず国警の警察官といわず、今お話のありましたように、労働組合も組織せず、また団体交渉権も持たないで黙々としてこの仕事に精勵をいたしておるのは、まさに御指摘の通りでございまして、この点につきましてはわれ／＼といたしましても非常に深甚な感謝を絶えずいたしておるのでございますが、そういうことが言えないからといって、その給与の実情等についての不合理あるいは不正というものがなおざりにせられるというような考え方は毛頭持つていないのでござい

ざいまして、むしろさような状態において組織的な主張ができないというだけに、ふだんそのの人事管理にあたりあるいは全体として給与の問題を考

え、その他指導教養等に当る幹部の心構えをいたしましては、さようなことが言えない状態にあるだけに、むしろ実情はいかようになつておるかということについて十二分に配意をいたし、お互いに及ばずながら努力をささげて行かなければならないというような心構えでやつておりますことは、国警の職員といわず自警の職員といわず、まったく同一の考え方です。臨んでおるもの、かように私は信じておるのでございます。従つて全体の考え方といたしまして、そんなことができないから今度の考え方においては非常に酷

なものがあつたというようにはわれわれ毛頭考えていないのでございますけれども、現実の措置といたしましては、いろいろと御指摘がありましたように、必ずしも完璧なものではないということは、これは御意見の通りでございます。しかしながらいろいろな事情を總勘案いたしました結果といふしまして、都道府県に一本にまとまらぬものについて、給与の本俸といたしましては一本のものになりますけれども、現在までもらつておりましたものとの差額については手当の形で調整をとつて行く、国家公務員に切りかえられる者につきましては幹部でありますし、比較的高給者であります關係上、現在の国家公務員の給与体系によつてもらうことにした、こういう考え方であります、決して全体といたしまして給与のしわ寄せを今度の法案にお

て強い警察官にやつたというより、な考
え方を持つておりませんので、どうか
その点よろしく御了承いただきたくと
思います。

○佐藤(親)委員長代理 本案に対する質疑は午後引続き行うことといたしました。

○佐藤(親)委員長代理 この際お諮りいたします。ただいま市町村職員共済組合法案が付託されましたので、日程を追加して議題となし、本案の提案理由の説明を聴取したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤(親)委員長代理 御異議がないものと認め、これから同案を議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。塚田国務大臣。

市町村職員共済組合法案
市町村職員共済組合法
目次

目次

第一章 總則（第一条—第十条）

第二章 組合員（第十一条—第十四条）

第三章 給付

第一節 通則（第十五条—第二十九条）

第二節 保健給付（第三十条—第四十条）

第三節 退職給付（第四十一条—第四十三条）

第四節 廢疾給付（第四十四条—第四十七条）

第五節 遺族給付（第四十八条—第五十四条）

第六節 災害給付（第五十五条—第五十六条）

第七節 休業給付(第五十七
条―第六十条)

第八節 給付の制限(第六十一
条―第六十四条)

第四章 福祉事業(第六十五条―
第六十六条―第六十九
条)

第五章 掛金及び市町村負担金
(第六十六条―第六十九
条)

第六章 市町村職員共済組合連合
会(第七十条―第七十七
条)

第七章 市町村職員共済組合審査
会(第七十八条―第八十
二条)

第八章 会計(第八十三条―第八
十五条)

第九章 雑則(第八十六条―第九
十六条)

第十章 罰則(第九十七条・第九
十八条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公務員法
(昭和二十五年法律第二百六十一
号)の精神にのっとり市町村職員
の福祉の増進を図るため、市町村
職員共済組合の組織及び業務につ
いて定めることを目的とする。

(市町村職員共済組合の設置等)

第二条 都道府県の区域ごとに、市
町村職員共済組合(以下「組合」と
いう)を置く。

2 組合は、法人とする。

3 組合の事務所は、当該都道府県
の都道府県庁所在地に置く。

(規約)

第三条 組合は、規約をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合会の議員の定数及び選挙の方法

五 理事の定数、役員選挙の方法その他役員に関する事項

六 組合員の範囲、種別その他組合員に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 公告に関する事項

十 その他他組合の業務に関する重要事項

2 規約の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 組合は、規約の変更について前項に規定する認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(組合会)

第四条 組合に組合会を置く。

2 組合会の議員（以下本条及び第六条において「議員」という。）は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

3 議員の任期は、二年とする。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、及び市町村長以外の組合員から選挙された議員が組合員の資格を失つたときは、当然議員の職を失う。 5 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。 6 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第七条第一項の規定により理事長の職務を代理する者がその職務を行う。 7 組合員は、規約に特別の定めがある場合を除く外、組合会の会議を傍聴することができる。 8 前三項に定めるものの外、組合会の招集及び議事の手続に關し必要な事項は、政令で定める。 (組合会の権限) 第五條 左に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならぬ。 一 規約の変更 二 予算の決定及び決算報告の認定 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担 四 訴訟又は訴訟の提起及び和解 五 その他組合の業務に關する重要事項で、規約をもつて定める事項 2 組合会は、監事に対し、組合の業務に關する監査を求め、その結果の報告を請求することができ (役員) 第六條 組合に役員として理事長、理事若干人及び監事二人を置く。	2 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。 3 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。 4 監事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。 5 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。 6 理事又は監事が議員の職を失つたときは、当然理事又は監事の職を失う。 7 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就職するまでの間は、なおその職務を行う。 8 組合は、役員が就職し、又は退職したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。 (役員の職務) 第七條 理事長は、組合を代表する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、市町村長である理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理する。 2 組合の業務は、規約に特別の定めがある場合を除く外、理事の過半数で決する。 3 監事は、組合の業務を監査する。 4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者を含む。以下本項において同じ。）又は理事長がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。 5 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えて置くなければならない。 6 組合員は、理事に対し、前項の書類の閲覧を請求することができ 事は、正当な理由がないのに拒んではならない。 (業務方法書) 第八條 理事は、業務方法書を定め、これに組合の業務の執行に關し必要な事項で総理府令で定めるものを記載しなければならない。 (非課税) 第九條 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。 2 この法律に基く給付、第六十五條第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。 3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保存の登記については、登録税を課さない。	(戸籍書類の無料証明) 第十條 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市にあつては、区長）は、組合又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。 第二章 組合員 (組合員) 第十一條 市町村に使用される者で市町村から給与を受けるもの（以下「職員」という。）は、すべて組合員とする。 2 前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、組合員としない。 一 常時勤務に服しない者 二 臨時に使用される者 三 国家公務員共済組合の組合員 三 市町村に使用される者で左に掲げるものは、政令で定める者を除き、前二項の規定の適用については、常時勤務に服する職員とみなす。 一 地方公務員法第二十七條第二項に規定する休職の処分を受けた者及びこれに準ずる者 二 地方公務員法第二十九條第一項の規定により停職の処分を受けた者 三 前二号に掲げる者を除く外、法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者	(組合員の資格の得喪) 第十二條 職員（前条第三項の規定により常時勤務に服する職員とみなされる者を含む。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる者を除き、その職員となつた日（同条同項各号の一に該当する職員がこれに該当しない職員となつたときは、そのなつた日）から、組合員の資格を取得する。 2 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日（引き續きの法律による他の組合又は国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、その取得した日）から、その組合の組合員の資格を喪失する。 一 死亡したとき。 二 退職（免職及び失職を含む。以下同じ。）したとき。（退職の日又はその翌日にその組合の設置されている都道府県の区域内の市町村の職員となつたときを除く。） 三 前条第二項各号に掲げる者となつたとき。 (組合員である期間) 第十三條 組合員である期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。 2 組合員が引き續きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又は国家公務員共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）	第一類第三号 地方行政委員會議第六十一号 昭和二十九年五月十三日
--	--	--	--	---

第三十九条の退職年金を受ける権利を有しない者に限る。が引き続きこの法律による組合の組合員の資格を取得したときは、その引き続くもとの組合又は国家公務員共済組合の組合員であつた期間（そのあつたに他の組合又はこの法律による組合の組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）は、この法律の適用については、その者があつたに組合員の資格を取得した他の組合又はこの法律による組合の組合員であつた期間とみなす。

（責任準備金等の移換）

第十四条 組合員若しくは組合から退職年金を受ける権利を有する者がこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したとき、又はこの法律による組合の組合員（退職年金を受ける権利を有しない者に限る。）が国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合又はこの法律による組合は、その者に係る責任準備金に相当する金額をその者があつたにその組合員の資格を取得したこの法律による他の組合又は国家公務員共済組合に移換しなければならない。

2 前項の責任準備金の計算については、総理府令で定める。

3 組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十

五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

第三章 給付

第一節 通則

（組合の給付）

第十五条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の疾病、負傷、廃疾、死亡、分べん、退職、災やく若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災やくに關して、左に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廃疾給付
- 四 遺族給付
- 五 災給付
- 六 休業給付

（被扶養者）

第十六条 この法律において「被扶養者」とは、組合員の直系尊族、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものをいう。

（給付額の算定方法）

第十七条 給付額の算定の基準となるべき給料（地方公務員法第二十五條第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与をいう。以下同じ。）は、給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものに就ては、退職当時）の掛金の標準とな

つた給料とし、その三十分の一（休業給付にあつては、その二十五分の一）に相当する額をもつて給料日額とする。

2 給付額に四位未満の端数を生じるときは、これを四位に満たしめる。

（年金の支給の始期及び終期）

第十八条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。但し、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。

（年金を受けるべき遺族の範囲）

第十九条 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者で引き続きこの法律によつて年金を受けていたもの（以下本節及び第六十四條において「組合員であつた者」という。）の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十條 前条第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以上同じ。）していない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廢疾で生活資料を得るみちがないときに限り、年金を支給する。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）

第二十一條 年金以外の給付を受けるべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除く外、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

（給付を受けるべき遺族の順位）

第二十二條 組合員又は組合員であつた者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、左に掲げるとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第十九條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。但し、同条第二号又は第四号に掲げる者の間に掲げる順序、それぞれ当該各号に掲げる順序

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

（同順位者が二人以上あるときの給付）

第二十三條 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうちその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第二十四條 遺族給付以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第十九條から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

2 遺族給付を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族がその権利を失つた場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第十九條から前条までの規定に準じて、これ

を当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付の併給)

第二十五条 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く外、当該各種の給付を併給するものとする。

一 出産手当金を支給するとき、その支給期間内は、傷病手当金は支給しない。

二 傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、休業手当金は支給しない。

三 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行われない。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、廃疾一時金は支給しない。

(給付金からの控除)
第二十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合員に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)
第二十七条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)
第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

(損害賠償の請求権)

第二十九条 組合は、給付事由が第三者の行為に因つて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養)

第三十条 組合員が、公務に因らな

一 診療
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

2 前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めるときに限り、行うものとする。

(療養の給付及び療養費)
第三十一条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、左の各号に定めるところによる。

一 組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二 組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場

合において、組合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に關する基準(以下本条において「厚生大臣の定める基準」という。)の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。

三 保険医又は保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ)からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

四 組合は、療養の給付をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用をその組合員に支払うことができる。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支払を受けることはできない。

(家族療養費)

第三十二条 組合員の被扶養者が、第三十条第一項第一号から第四号までに規定する療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条の規定(同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支払わなければならない。費用の半額を負担し、又は支払わなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、組合員の被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとするときに準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受けるときにおいて組合が負担し、又は支払うべき金額の半額を負担し、又は支払わなければならない。

(保険医等の療養費及び家族療養費)
第三十三条 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十一条第三号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて組合員に支払うことができる。(保険医又は保険薬剤師の療養担当)

第三十四条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組

合員及びその被扶養者の療養を行わなければならない。

(給付の支給期間)

第三十五条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該するに至つたとき以後は、支給しない。

一 療養給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費又は家族療養費(国家公務員共済組合法によるこれらのものを含む。)の支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費又は家族療養費を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員(国家公務員共済組合の組合員及び健康保険法による健康保険(以下「健康保険」という。))又は船員保険法による船員保険(以下「船員保険」という。))の被保険者で組合員でないものを含む。以下第三十七條第二項、第三十八條第三項及び第五十八條第三項において同じ。の資格を取得したときは、その取得した日以後は、この限りでない。

(家族療養費の支給の制限)
第三十六条 家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の規定による療養の給付が

あつたときは、その限度において、支給しない。

第三十七条 組合員が分べんしたときは、分べん費として給料の一月分に相当する額を支給する。

2 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として給料の半月分に相当する額を支給する。

(は育手当金)

第三十八条 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べんし、且つ、は育する場合においては、は育手当金として分べんの日から引き続き六月間、は育している期間一月につき四百円を支給する。但し、その期間が一月に満たないときは、これを一月とする。

2 組合員がその資格を喪失した際、は育手当金を受けているときは、組合員として受けることができる期間、継続してこれを支給する。

3 組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分べんし、且つ、は育するるときも、また、第一項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、は育手当金を支給しない。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十九条 組合員が公務に因らな

いで死亡したときは、その埋葬を行う者に埋葬料として給料の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第四十条 第三十五条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前条第一項の規定に準じ、埋葬料を支給する。

2 第三十五条第二項但書の規定は、前項の場合について準用する。

(退職年金)

第四十一条 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるとき)又はこの法律に基き退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるときを除く。以下第四十三条第一項において同じ。は、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、給料の四月分に相当する額とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

第四十二条 退職年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したとき(引き続きこの法律による他の組合の組合員の資格を取得し第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く)は、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつてその退職年金の額とする。

(退職一時金)

第四十三条 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十二条第二項第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員の資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廃疾一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、廃疾一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第四節 廃疾給付

(廃疾年金)

第四十四条 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、その程度に応じ、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2 廃疾年金の額は、給料に、別表第三に定める月数を乗じて得た額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する廃疾年金の年額は、前項の額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の三日分に相当する額を、二十年以上に

ついては二十年以上一年を増すごとにその一年につき給料日額の四日分に相当する額を加算する。

第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者が、廃疾年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は、支給しない。

(遺族年金)

第四十六条 組合員であつた期間二十年未満で廃疾年金を受けた権利を有する者が前条の規定により廃疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額と給料の十月分に相当する額との合算額に相当する額をこえるときは、給料の二十二月分に相当する額に満たないときは、その差額を支給する。

(廃疾一時金)

第四十七条 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発生した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日若しくは療養費の給付事由が発生した日から起算し三年以内に治癒したとき、又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者には、廃疾一時金を支給する。

2 廃疾一時金の額は、給料の十月分に相当する額とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第五節 遺族給付

(遺族年金)

第四十八条 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の額は、給料の十月分に相当する額とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第五節 遺族給付

(遺族年金)

第四十九条 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2 遺族年金の額は、給料の十月分に相当する額とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して給料の二十二月分に相当する額をこえることができない。

者にこれを支給する。

第五十一条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者がいるとき

四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

五 前条第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因つて発生した疾病に關しては、その主

る期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、そ

の取得した日以後については、この限りでない。

(休業手当金)

第五十九条 組合員が左の各号の一の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号については、当該各号に掲げる期間内)一日につき給料日額の十分の六に相当する額を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷
二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷

三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日
四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害
五日

五 組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するものの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭 七日

六 前各号に掲げるものの外、組合の規約で定める事由

(休業給付と給料との調整)
第六十条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けるときは、その受ける額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第六十一条 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、左に掲げる事業を行うことができる。

第六十二条 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当な理由がなく療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十三条 組合は、保健給付、療疾給付又は休業給付の支給に關し必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うことができる。

2 正当な理由がなく前項の診断を拒否したときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第六十四条 遺族給付の支給を受けるべき者が、組合員、組合員であつた者又は遺族給付の支給を受ける者を故意に死に至らせたときは、その者については、その受けるべき給付を支給しない。この場合において後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

(福祉事業)

第六十五条 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、左に掲げる事業を行うことができる。

第六十六条 組合は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、各組合につき、規約で定める。

(掛金等の給料等からの控除)
第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料を支給する際、その給料から掛金に相当する金額を控除し、これを毎月末日までに組合員に代りその掛金として組合に払い込まなければならない。

2 市町村は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、組合員である職員の給料その他の給与を支給する際、その給料その他の給与から当該金額に相当する金額を控除し、これを直ちに組合員に代り組合に払い込まなければならない。

3 市町村は、組合員のうち第十一條第三項各号に掲げる者で市町村から給料を受けないものの掛金その他の組合に対して毎月支払うべき金額に相当する金額をその者が徴収し、これを毎月末日までにその者に代り組合に払い込まなければならない。

(市町村負担金)
第六十八条 市町村は、組合の事業に要する費用に充てるため、左に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

一 保健給付、療疾給付及び休業給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金に相当する金額
二 退職給付、療疾給付及び遺族給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金の四十五分の五十五に相当する金額

三 組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額に当該市町村の職員である組合員の数を乗じて得た金額に相当する金額
2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当りの額は、毎事業年度組合の予算をもつて定める。

3 市町村は、第一項の規定により組合に負担金を支払ふ場合においては、概算払をすることができ、この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

(督促及び延滞金の徴収)
第六十九条 掛金又は前条第一項の規定による負担金を滞納した市町村に対しては、組合は、期限を指定して督促しなければならない。2 前項の規定によつて督促したときは、組合は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

第六十條 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を置く。

(連合会)

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を置く。

2 連合会は、左に掲げる事業を行う。

一 組合の業務に關する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
二 組合の給付、給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切に行われるように、組合の事務の指導を行うこと。

三 長期給付積立金及び、災給付積立金を管理すること。
四 その他その目的を達成するために必要な事業

連合会は、法人とする。
連合会の事務所は、東京都に置く。

(定款)
第七十一条 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 事務所所在地
五 總會に關する事項
六 役員に關する事項
七 長期給付積立金及び、災給付積立金に關する事項
八 経費の分賦及び会計に關する事項

第七十二条 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 事務所所在地
五 總會に關する事項
六 役員に關する事項
七 長期給付積立金及び、災給付積立金に關する事項
八 経費の分賦及び会計に關する事項

第七十三条 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的
二 名称
三 事業
四 事務所所在地
五 總會に關する事項
六 役員に關する事項
七 長期給付積立金及び、災給付積立金に關する事項
八 経費の分賦及び会計に關する事項

九 公告に関する事項
十 その他連合会の業務に関する重要事項

2 定款の変更は、自治庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(総会)

第七十二条 連合会に総会を置く。

2 総会は、各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長以外の各組合の理事が互選する者あわせて五十五人の議員をもつて組織する。

3 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 予算の決定及び決算報告の認定

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

四 訴訟又は訴願の提起及び和解

五 その他連合会の義務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

(役員)

第七十三条 連合会に役員として会長、理事九人及び監事三人を置く。

2 会長は、理事が互選する。

3 理事は、総会の議員が互選する。但し、理事のうち一人は、市町村長以外の組合の理事が互選した議員でなければならない。

4 監事は、総会において、学識経験を有する者、組合の理事長及び市町村長以外の組合の理事が互選した総会の議員のうちからそれぞれ一人を選任する。

第七十四条 会長は、連合会を代表

する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理する。

2 連合会の業務は、定款に特別の定めがある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、連合会の業務を監査する。

(長期給付積立金及び災害給付積立金)

第七十五条 退職給付、廃疾給付及び遺族給付の円滑な実施を図るため長期給付積立金を、災害給付の円滑な実施を図るため災害給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、毎月一定の金額を連合会に払い込むものとする。

3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基づき、その退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する資金を長期給付積立金から、その災害給付に要する資金を災害給付積立金から組合に交付するものとする。

4 連合会は、第一項の積立金を管理するに当つては、これを確実に有利な方法により、且つ、組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)

第七十六条 連合会は、その業務に關して必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

第七十七条 第三項第三項、第六項第八項、第七項第五項及び第六項並びに第九項第二項及び第三項の規定は、連合会について準用する。この場合において、第三項第三項中「規約」とあるのは「定款」と、「前項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第七項第五項中「規約、業務方法書」とあるのは「定款」と、同条第六項中「組合員」とあるのは「組合又は組合の組合員」と、第九項第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第二号の貸付並びに同条第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「第七十条第二項第三号に規定する事業」と、第九項第三項中「第三章及び第四章の規定による事業」とあるのは「その事業」と読み替えるものとする。

第七章 市町村職員共済組合
審査会

(審査会)

第七十八条 給付の決定又は掛金その他の組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に関する異議を審査するため、連合会に市町村職員共済組合審査会(以下本章及び附則第十四項において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推薦する者のうちから自治庁長官が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十九条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第八十条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第八十一条 給付の決定又は掛金その他の組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に關し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、政令で定めるところにより、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができ

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を

命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付の決定に關する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会に關する事項の政令への委任)

第八十二条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じられた関係人及び同条同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八章 会計

(事業年度)

第八十三条 組合及び連合会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合及び連合会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第八十四条 組合及び連合会は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に自治庁長官に届け出なければならない。予算に重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 組合の理事長又は連合会の会長

は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会又は総会に提出し、その認定を受けなければならない。

3 組合及び連合会は、前項の規定

による決算の認定があつたときは、前項に規定する書類の写を添付し、遅滞なく、これを自治庁長官に報告しなければならない。
(会計等に関する事項の総理府令への委任)

第八十五条 前二条に規定するもの

の外、組合及び連合会の会計及び資産の運用その他財務に關して必要な事項は、総理府令で定める。

第九章 雑則

(監督)

第八十六条 組合及び連合会は、自治

庁長官が監督する。

2 自治庁長官は、必要があると認

めるときは、その必要な限度において、組合又は連合会に対して、業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

3 自治庁長官は、組合の保健給付

についての第三十条第二項及び第三十一条から第三十三条までの規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該保健給付に係る第三十条

第一項各号に掲げる療養を行つた

医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設内に立ち入り、診療簿その他その業務に關する書類帳簿を検査させることができる。

4 前項の規定により当該職員が立

入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 自治庁長官は、政令で定めると

ころにより、第一項から第三項までに規定する権限に属する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

(組合の報告徴収等)

第八十七条 組合は、政令で定め

るところにより、市町村にその職員である組合員の異動、給与等に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができる。

2 組合は、総理府令で定めると

ころにより、組合員又はこの法律に基く給付を受けるべき者に、組合又は市町村に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(市町村の便宜の供与)

第八十八条 市町村は、組合又は連合会の業務の執行に必要な範囲内

において、当該市町村の職員をして組合若しくは連合会の事務に従事させ、又は当該市町村の施設を無償で組合若しくは連合会の利用に供することができる。

(医療に関する事項)

第八十九条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(船員である組合員についての特

例)

第九十条 船員である組合員の船員である組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が、第十二条第二項各号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

前項に規定する場合の外、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に関する給付を除く。)とのうち、これらの者に有利ないずれかを支給するものとする。

第九十二条 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律

第 号)第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前条の規定を適用する。

第九十三条 市町村は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

(組合又は連合会に使用される者についての取扱)

第九十四条 組合又は連合会に使用される者で組合又は連合会から給

手を受けるもの(以下本条において「組合職員」という。)があるときは、この法律(第七條第四項、第八十八条及び次条の規定を除く。)の適用については、当該組合又は連合会をその事務所の所在地の属する都道府県に包括される市町村とみなし、当該組合職員を職員とみなす。

(特別区並びに特別区及び市町村の組合の取扱)

第九十五条 この法律の適用については、特別区並びに特別区及び市町村の組合は、市町村とみなす。

(施行手続等の政令への委任)

第九十六条 この法律の施行のため

の手続その他その執行について必要な細則は、この法律に特別の規定があるものを除く外、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則)

第九十七条 第八十六条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員

の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附則

1 この法律は、昭和三十年一月一

日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十一項の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

2 都道府県知事は、この法律の公布の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれぞれ十人以上の同数の者を組合設立委員選挙管理人として指名しなければならない。

3 組合設立委員選挙管理人は、指名の日から三十日以内に、組合設立委員の定数及び選挙の方法について規則を定め、その規則について自治庁長官の認可を受けなければならない。この場合においては、組合設立委員の選挙の方法については、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するように定めなければならない。

4 前項に規定する認可があつたときは、組合設立委員選挙管理人は、認可の日から六十日以内に、認可を受けた規則により組合設立委員の選挙を行わなければならない。

5 組合設立委員は、選挙の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その仮規約及び仮予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。

6 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合は、前項の規定による告示

があつたときは、昭和三十年一月一日(その日までに前項の規定による告示がされていない組合にあつては、その告示のあつた日)に成立する。

8 附則第三項に規定する組合設立委員並びに附則第五項に規定する仮規約及び仮予算は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の組合会の議員、規約及び予算となるものとする。この場合においては、組合は、遅滞なく、その規約を公告しなければならない。

9 すべての組合が成立したときは、自治庁長官は、各組合の理事長の会議を招集しなければならない。

10 各組合の理事長は、前項に規定する理事長の会議において連合会の定款並びに当該事業年度の収入及び支出の予算を作成し、その定款及び予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。

11 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

12 連合会は、前項の規定による告示のあつた日に成立する。この場合においては、連合会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

13 組合及び連合会の最初の事業年度は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、組合又は連合会の成立の日に始まり、昭和三十年三月三十一日に終るものとする。

(最初に選任される審査会の委員の任期に関する特例)

14 最初に選任される審査会の委員の任期は、第七十八条第四項の規定にかかわらず、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者のそれぞれについて、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合においては、各委員の任期は、自治庁長官がくじで定める。

15 組合員のうち左に掲げる者については、当分の間、退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定(退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外)

一 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用を受ける者

二 退職年金及び退職一時金に関する条例(この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付以上の内容を有する給付について規定するものに限る)の適用を受ける者

三 六月以内の期間を限つて使用される者

16 前項に規定する組合員以外の組合員が同項に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

17 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が附則第十五項第二号に該当するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員である期間二十年に至るま

で、組合の規約で定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員となることができる。

18 市町村は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

(未婚遺族員に関する特例)

19 未婚遺族者(遺族者等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未婚遺族者であつて、この法律が昭和二十八年七月三十一日から施行されてい

たものとしたならば組合員となるべき者は、第十一条の規定にかかわらず、組合員とみなす。この場合においては、この法律の適用については、その者に係る未婚遺族者等援護法による遺族手当若しくは特別手当又は市町村において支給するこれらに相当する手当(以下次項において「手当等」と総称する)をもつてその者の収入と、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

20 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給するときは、そのうち自治庁長官が定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

(健康保険組合及び健康保険についての経過措置)

21 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、当該市町村の職員でこの法律による組合の組合員となるべきものの過半数の同意を得て、この法律の公布の日から九十日以内に、都道府県知事を經由して自治庁長官に申し出たときは、当該申出に従ひ、この法律の規定の全部又は保健給付、災害給付及び休業給付に関する部分を、当該市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、当該市町村及びその職員に適用しないものとする。この場合においては、この法律の規定の全部の適用を受けない市町村は、この法律に基く退職給付、廃疾給付及び遺族給付に相当する給付(当該給付を行うことを目的とする団体の経費の負担を含み、以下第三十六項において「長期給付に相当する給付」という)を行わなければならない。

22 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、次項の規定により存続する場合を除き、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。この場合において、解散した健康保険組合の被保険者でこの法律による組合の組合員の資格を有しないものがあるときは、その者は、この法律による組合が

成立した日にその組合の組合員となつたものとみなす。

23 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、これを組織する市町村が附則第二十一項の規定による申出をしたときは、当該健康保険組合が設立されている都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後においても、その申出をした市町村及びその職員をもつて組織する健康保険組合として引き続き存続するものとする。この場合において、当該健康保険組合の権利義務で、附則第二十一項の規定による申出をしなかつた市町村及びその職員に係るものは、当該都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日において、政令で定めるところにより、この法律による組合が承継する。

24 この法律による組合は、附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の職員が引き継ぎこの法律による組合の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

25 この法律による組合の成立と同時にその組合員となつた者に対する保健給付及び休業給付に関する規定の適用については、その者は、当該組合の成立前の健康保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなし、当該組合の成立の際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

26 附則第二十二項の規定により解散した健康保険組合の被保険者であつた者及び附則第二十一項の規定による申出をしなかつた市町村の職員であつた者で、この法律による組合の組合員とならなかつたものに係る健康保険法による給付については、なお、従前の例によりこの法律による組合が支給する。

27 この法律の公布の際現に健康保険の被保険者である者が組合員となる組合は、当分の間、第十一條第二項第二号の規定にかかわらず、健康保険の被保険者で同号に該当するものを、その組合の組合員とすることが出来る。

28 附則第二十二項又は第二十三項の規定により健康保険組合の権利義務を承継したこの法律による組合は、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、当該健康保険組合がこの法律による組合が成立した際現に行つていた健康保険法第六十九條ノ三の規定による保険給付のうちこの法律に規定する給付以外のものを、規約で定めるところにより、第十五條に規定する給付にあわせてこの法律による給付として行うことができる。この場合においては、第六十八條第一項第一号中「保健給付、り災給付及び休業給付」とあるのは、「退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付」と読み替えて同条同項の規定を適用する。

29 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村のうち附則第二十一項の規定による申出をしなかつたもので、その職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものは、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、退職給付、廃疾給付及び遺族給付以外の給付に要する費用に係る掛金のうち、その費用を当該健康保険組合における被保険者の保険料の負担の割合の例によつて負担することとした場合において職員が負担することとなる金額をこえる額を、組合員に代つて負担することが出来る。

30 組合の成立と同時に組合員となつた者の当該組合の成立前の引き継ぐ職員としての在職期間（第十一條第二項各号に掲げる者及び附則第十五項各号に掲げる者としての在職期間並びに附則第三十二項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を除く。）は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

31 前項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間（以下本項において「控除期間」という。）を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第四十一條第二項、第四十三條第二項又は第五十二條第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、給料日額の二・七分（控除期間二十年をこえる部分については、一・八日分）に控除期間（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、給料日額に、控除期間を組合員であつた期間とみなしその期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

32 組合の成立の際現に厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）による厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者の厚生年金保険の被保険者であつた期間（その期間の計算については、同法第十九條の規定の定めるところによる。以下次項及び附則第三十四項において同じ。）は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなし、政令で定めるところにより、これとその他の組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。

33 前項に規定する者の組合成立の日前における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合成立の日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

34 附則第三十二項に規定する者については、政令で定めるところにより、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を、厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

35 附則第三十項から前項までの規定により生ずべき組合の追加費用は、政令で定めるところにより、市町村が負担するものとする。

36 附則第二十一項の規定による申出をした市町村（以下「適用除外市町村」という。）が健康保険組合を組織しなかつたとき、又は当該適用除外市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後において当該適用除外市町村において長期給付に相当する給付が行われなかつたときは、当該適用除外市町村は、そのときにおいて、この法律の規定の全部又は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する部分の適用を受ける市町村となるものとする。この場合において、健康保険との関係の調整、この法律の適用を受ける市町村となる前の在職期間の取扱その他の必要な経過措置は、附則第三十二項から第三十六項まで、第三十項、第三十一項及び前項の規定に準じて政令で定める。

37 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となる場合においては、当該適用除外市町村又は当該適用除外市町村がその経費を負担する附則第二十一項後段に規定する団体（以下次項において「適

用除外市町村等」と総称する。は、政令で定めるところにより、当該適用除外市町村以外の市町村（当該市町村の区域がその区域に属していた市町村を含む）の職員であつた者又はその遺族で組合から退職給付、喪失給付又は遺族給付を受ける権利を有するものに係るこれらの給付に関する事務を承継するものとする。

38 組合は、政令で定めるところにより、前項の規定により適用除外市町村等に承継される給付に関する事務に係る資金を当該適用除外市町村等に引き継がなければならない。

（他の法律の一部改正）

39 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）による共済組合（以下市町村職員共済組合という）の組合員（同法第四十一条の退職年金を受ける権利を有しない者に限る。）が組合の組合員たる資格を取得した場合に準用する。

第十六条第三項中「第一項の下に」と及び前項において準用する第一項を加え、同項を第四項とし、同項第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、組合員（退職年金を受ける権利を有しない者に限る。）が市町村職員共済組合の組合員たる資格を取得した場合に準用する。

第二十八条に次の一項を加える。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができ、

第三十四条第一項第二号中「家族療養費」の下に「（市町村職員共済組合法によるこれらのものを含む。）」を加え、同条第二項中「組合員でない健康保険又は船員保険の被保険者を」と市町村職員共済組合の組合員又は組合員でない健康保険若しくは船員保険の被保険者」に改める。

第三十九条第一項中「喪失したとき」の下に「（退職年金を受ける権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）」を加える。

第四十一条第一項中「該当したとき」の下に「（退職年金を受ける権利を有しない組合員が市町村職員共済組合の組合員の資格を取得し市町村職員共済組合法第十三条第二項の規定の適用を受けるときを除く。）」を加える。

第八十六条第二項中「その地方公共団体」と、の下に「第十三条第四号中「他の組合」とあるのは「他の組合又は市町村職員共済組合」と、」を加え、同項中「第六十九条第一項及び第八十三条の二中「国庫」とあるのは「地方公共団体」と、」を「第六十九条第一項中「国庫」とあるのは「地方公共団体」と、同条第三項中「国庫負担金」とある

のは「地方公共団体の負担金」と、第八十三条の二中「国庫は、」とあるのは「地方公共団体は、」と、」を「第六十九条第一項及び第八十三条の二中「各省各庁の長」と第六十九条第一項及び第三項並びに第八十三条の二中「各省各庁の長」に改める。

第九十六条の二中「附則第十項の適用を受ける者」の下に「（同法に相当する地方公共団体の退職手当に関する条例の規定の適用を受ける地方職員を含む。）」を加える。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一項を加える。

（給付を受ける権利の保護）

第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができ、

厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハからホまでを次のように改める。

ハ 退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者並びに市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付を受ける者

40 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一項を加える。

（給付を受ける権利の保護）

第十六条の二 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができ、

厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハからホまでを次のように改める。

ハ 退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者並びに市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付を受ける者

41 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第十二条第一号ハからホまでを次のように改める。

ハ 退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者並びに市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）附則第二十一項後段に規定する長期給付に相当する給付を受ける者

42 船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「又ハ市町村職員共済組合法」を加える。

43 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「又は市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）」を加える。

44 厚生年金保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「負担金」の下に「及市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）附則第三十四項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ交付金」を加える。

45 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法」の下に「又は市町村職員共済組合法」を加える。

46 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「準用する場合を含む。以下同じ。」の下に「若しくは市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）」を加え、同条第二項及び第三項中「国家公務員共済組合法」の下に「若しくは市町村職員共済組合法」を加える。

47 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「又は国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）又は市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）」に改める。

48 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十七条（組合の給付）及び市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十号）第十五条（組合の給付）並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三十三条（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条（外地関係共済組合に係る年金の支給）及び第七條の二（旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給）に規定する給付で年金として給されるもの

49 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ四 市町村職員共済組合ノ市町村職員共済組合法ニ基ク給付、同法第六十五条第

の

の

の

の

二号ノ貸付並ニ同条第三号及
第四号ノ事業並ニ市町村職員
共済組合連合会ノ同法第七十
条第二項第三号ノ事業ニ関ス
ル証書、帳簿

50 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。

第三条第一項第十二号中「国家
公務員共済組合及び同連合会」の
下に「市町村職員共済組合及び同
連合会」を加える。

第八条第六項第六号の二を第六
号の三とし、同項第六号の次に次
の一号を加える。

六の二 市町村職員共済組合法
第六十六条の規定による掛金
及び同法附則第二十一項後段
の規定により行わなければならない
ものとする。

規定する長期給付に相当する
給付が行われる場合において、
当該給付を行う市町村の
職員が当該給付を受けるため
に負担する費用

第八条第六項第八号を次のよう
に改める。

八 条例の規定により地方公共
団体がその職員に關し実施す
る退職年金又は退職一時金の
制度に基き、地方公共団体の
職員が負担する費用

51 前項の規定による改正後の所得
税法第八條第六項の規定は、昭和
三十分以後の所得税から適用し、
昭和二十九年分以前の所得税につ
いては、なお従前の例による。
法人税法(昭和二十二年法律第

二十八号)の一部を次のように改
正する。

第五條第一項第四号中「国家公
務員共済組合及び同連合会」の下
に「市町村職員共済組合及び同連
合会」を加える。

53 地方税法(昭和二十五年法律第
二百二十六号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五條第一号中「国家公務
員共済組合連合会」の下に「市町
村職員共済組合及び市町村職員共
済組合連合会」を加える。

第七十二條の五第一項第四号中
「国家公務員共済組合連合会」の
下に「市町村職員共済組合及び市
町村職員共済組合連合会」を加え
る。

第七十二條の十四第一項中「以
下本項及び第七十二條の十七第一
項但書において同じ。」の下に
「市町村職員共済組合法(昭和二十
九年法律第 号)」を加え、「国
家公務員共済組合法又は私立学校
教職員共済組合法」を「国家公務員
共済組合法、市町村職員共済組
合法又は私立学校教職員共済組
合法」に改める。

第七十二條の十七第一項中「国
家公務員共済組合法」の下に「市
町村職員共済組合法」を加える。
第七十三條の四第一項第七号中
「国家公務員共済組合法」の下に
「市町村職員共済組合法」を加え
る。

第二百六十二條中第四号から第
七号までを一号ずつ繰り下げ、第
三号の次に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法、市
町村職員共済組合法又は私立
学校教職員共済組合法の規定

によつて退職給付及び休業手
当金以外の給付として支給を
受ける金品

第二百九十六條第一号中「国家
公務員共済組合連合会」の下に
「市町村職員共済組合及び市町村
職員共済組合連合会」を加える。
第三百四十八條第二項第十一号
の三中「並びに国家公務員共済組
合及び国家公務員共済組合連合
会」を「国家公務員共済組合及び
国家公務員共済組合連合会並びに
市町村職員共済組合」に改める。

第六百七十二條中第四号から第
七号までを一号ずつ繰り下げ、第
三号の次に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法、市
町村職員共済組合法又は私立
学校教職員共済組合法の規定
によつて退職給付及び休業手
当金以外の給付として支給を
受ける金品

54 自治庁設置法(昭和二十七年法
律第二百六十一号)の一部を次の
ように改正する。

第四條第十六号の次に次の一号
を加える。

十六の二 市町村職員共済組合
及び市町村職員共済組合連合
会を監督し、市町村職員共済
組合の規約及び市町村職員共
済組合連合会の定款の変更を
認可し、並びに市町村職員共
済組合審査会の委員を委嘱す
ること。

第十條第九号の次に次の一号を
加える。

九の二 市町村職員共済組合、
市町村職員共済組合連合会及
び市町村職員共済組合審査会
に關する事務を処理すること。

別表第一

組合員であつた期間		日	数
組合員であつた期間	六月以上	一〇日	一〇日
	一年以上	二〇日	二〇日
	一年以上	三〇日	三〇日
	一年以上	四〇日	四〇日
	一年以上	五〇日	五〇日
	一年以上	六〇日	六〇日
	一年以上	七〇日	七〇日
	一年以上	八〇日	八〇日
	一年以上	九〇日	九〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日
	一年以上	一〇〇日	一〇〇日

別表第二

廢疾の程度	番号	廢疾の狀態
一	一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	両腕を肘関節以上で失つたもの
三	三	両足を足関節以上で失つたもの
四	四	両腕の用を全廃したもの
五	五	両足の用を全廃したもの
六	六	十指を失つたもの
七	七	前各号の外傷又は疾病に因り廢疾となり、高度の精神障害を残し勤勞能力を喪失したもの
八	八	前各号の外傷又は疾病に因り廢疾となり、高度の精神障害を残し勤勞能力を喪失したもの
級	級	級
二	二	一
三	三	二
四	四	三
五	五	四
六	六	五
七	七	六
八	八	七
九	九	八
十	十	九
十一	十一	十

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

別表第三

廢疾の程度	月数
一	五
二	四

別表第四

番号	廢疾の狀態
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を残すもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廢したもの、ひとさし指をあわせて二指の用を廢したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廢したもの
九	一腕の三大関節中一関節以上を著しい機能障害を残すもの
十	一腕の三大関節中二関節以上を著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又は他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廢したもの
十六	前各号の外傷又は疾病に因り廢疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤勞能力に制限を有するもの

備考

一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五 あしゆびの用を廢したものは、第一のあしゆびは末節の半ば以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの又は、あしゆびは第一、二のあしゆびにあつては、し、関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

損 害 の 程 度		月 数
一	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三月
三	住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	二月
四	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二月

〇塚田国務大臣

ただいま議題に供されました市町村職員共済組合法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十六年二月から施行されました地方公務員法は、人事行政に関する根本基準の一として、地方公務員の福祉及び利益の保護を掲げているのであり、職員が、その第四十三条において、職員が公務により死亡、廃疾、負傷及び疾病並びに分娩及び災厄その他の事故並びにその被扶養者のこれらの事故に關する共済制度は、すみやかに実施されなければならないとし、第四十四条では、退職年金及び退職一時金の制度は、すみやかに実施されなければならないとし、さらに、これらの制度は、国及び他の地方公共団体との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならないと規定してあります。その趣旨とするところは、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を確保するためには、地方公務員の在職中の疾病、負傷等による出費に對する保障の措置を講ずるとともに、相當年限忠実に勤務した職員が、退職した場合における本人またはその遺族の生活を保障するための諸制度を確立

することにより、地方公務員の職に人材を誘致するとともに、その職にある者をして安心して職務に専念させることが必要であるというにあると存ぜられます。

政府といたしましては、この地方公務員法の精神にのっとり、地方公務員全般について、すみやかに共済制度を確立するの要を痛感し、かねて研究を進めて参つたのでありますが、昨年十月の地方制度調査会の地方制度の改革に關する答申においても、とりあえず措置すべき事項の一として同趣旨の答申がなされている次第もあり、急速にこれが実現をはかることに相なつたのであります。現在、市町村の職員でも学校及び警察職員につきましては、国及び都道府県の職員と同様に、国家公務員共済組合法が適用され、雇用人に對しても疾病、負傷等に対するいわゆる短期給付のみならず、退職年金または退職一時金の給付も行われております。これに對し、一般職員につきましては、疾病、負傷等に対する給付としては、健康保険法が適用されておりますが、退職年金及び退職一時金の制度としては、そのうち吏員については、国の恩給法の

準用または恩給条例による給付が行われているのに対し、雇用人については、清掃、交通等特定の事業に従事する若干のものについて厚生年金保険法が適用されるほか、十三万人に近い大多数の雇用人については、何らの措置がとられていないのであります。

なお、疾病、負傷等に対するいわゆる短期給付についても健康保険法の適用はありますが、同法による給付は共済組合法による給付に比較いたしますと、財政力のゆたかな一部特定の市が組織している健康保険組合は格別として、一般的には低い水準にあり、殊に災害時における罹災給付は、健康保険によつては行うことができませんので、昨年のような災害に際しては、国及び都道府県の職員並びに同じ市町村でも学校職員及び警察職員と、市町村の一般職員との間にははたしく権衡を失した処遇をせざるを得なかつた実情にあるのであります。かくのごとき市町村の一般職員は、他の公務員に比して、はなはだ公平を欠く取扱ひのもとなあり、地方公務員法の規定からとが許されないと存ぜられるのであります。

し、こうして市町村職員の共済制度につきましては、根本的には社会保険制度全般の問題の一環として総合的に考慮すべきものがあり、少くとも中央及び地方を通ずる公務員に関する年金制度全般に關する問題の一として考慮すべきものがあるものであります。これらの問題の根本的解決はきわめて重大でありまして、その理想と方向とはともかくとして、なお検討されるべきものが少なく、今ただちに結論を見出し、たい状況にありまします。これらの根本的解決の目まで、ひとしく地方公務員でありながら、市町村の一般職員のみを現在の不合理な状態に放置しておくことができませんので、さしあたりの措置として、現行の国及び都道府県の職員並びに市町村の学校及び警察職員に關する共済制度を基礎として、これらの者ととの間における不公平を是正し、その処遇の公平を期することが緊急と考へてゐるのであります。

以上要するに、地方公務員法の定めるところに従ひ、また地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、市町村の一般職員特に雇用人について、国及び都道府県の職員並びに市町村職員中、学校及び警察職員並の共済制度を設けようとするものであります。これによつて、第一に、何らの年金制度が実施されてない市町村の一般雇用人に對し、国、都道府県並びに市町村の学校及び警察の雇用人並の年金制度を確立し、第二に、市町村の一般職員について、同様に他の公務員並の短期給付を保障し、第三に、短期給付と長期給付との一体的運営により、給付業務の健全かつ合理的な運営を期するとともに、療養施設の整備その他の福祉事業の総合的推進をはかり、もつて地方自治の基幹をなします市町村の職員の福祉を増進し、地方自治の進展に寄与しようとする次第であります。

次に法案の要点を御説明申し上げます。

第一に、以上申し上げましたように、市町村職員共済制度は、市町村の一般職員について、他の公務員と同様の処遇を確保しようとするものでありますから、組合の給付の種類、額、支給条件等すべて国家公務員共済組合法のそれと同様といたしております。ただ、現に市町村が組織しております健康保険組合のうちには、健康保険法に規定する法定給付のほかに附加給付を行つてゐるものがあり、これらの附加

三	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	一月
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	一月
一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月
三	住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	〇・五月

給付の大部分は、この法律案による共済組合の給付に吸収されるのでありますが、これを越えるものも若干ありますので、かかる給付は経過的に共済組合の給付として行い得るものとし、ただちに給付の低下を来すことのないように措置いたしております。

第二に、組合員の範囲につきまして、原則的には国家公務員共済組合法におけるものと同様といたし、なお、国家公務員共済組合の組合員と市町村職員共済組合の組合員との間に異動が行われます場合には、相互に在職期間を通算することができるようにならしてあります。

第三に、組合員の掛金及び市町村の負担金であります。この点につきましては、国家公務員共済組合法と同様といたしております。但し、従来健康保険組合で、市町村と職員との負担の割合を職員に有利に定めておるものも少くありませんので、経過的に従来の負担関係をそのまま維持できるように措置を講じ得ることといたしております。

第四に、共済組合の組織及び運営であります。市町村職員の共済組合については、地方自治の本旨にかんがみ、主として国家公務員を対象とする国家公務員共済組合法と同様の制度によることは適当と認められませんが、組合組織の自律性と運営の自主性ができるだけの確保できるように配慮いたしております。すなわち市町村職員共済組合は、都道府県の区域ごとにこれを設け、組合の議決機関として組合会を、執行機関として理事を置き、その構成は、使用主たる市町村長の代表者と被用者たる職員の代表者とがそれぞれ同数となるようにし、組合の重要事項の決定、業務の執行が一方の利益に偏することのないように配慮するとともに、組合に監事を置き、自主的に組合の業務を監査できるものとし、業務運営の公正を期することといたしております。また組合に対する監督規定等も必要最小限度にとどめることにより、国家公務員共済組合はもとより、私立学校職員共済組合または健康保険組合に比し著しく自主性が強化されております。

第五は、市町村職員共済組合連合会についてであります。組合の適正かつ円滑な運営及びその事業の改善進歩をはかるため、市町村職員共済組合連合会を置き、組合に対する技術的及び専門的な知識資料等の提供、事務の指導、組合の長期給付及び罹災給付に要する費用に充てるための積立金の管理その他の事業を行うものとしております。連合会の機構としては、単位組合と同様に議決機関として総会を、執行機関として理事を、監査機関として監事を置くことといたしております。

第六は、この法律案の経過措置についてであります。すでに申し上げましたように、本法律案の根本の趣旨は、市町村の一般職員に対し、他の公務員並の処遇が確保されるように制度的に保障しようとするものにはかなりませんで、個々の団体において、みずから、この法律で保障しようとするものと同程度以上の給付を行おうとするものについて、これをいって同一的に本法案による共済組合に加入させるまでの必要はないと考えられます。従いまして、健康保険組合を組織している市町村は、この法律に規定する給付以上の給付を行つておいては、その職員の過半数の同意を得て、引き続き健康保険組合を組織し、共済組合に加入しないかまたは長期給付についてのみ共済組合に加入することができるようにならしてあります。

なお、この法律施行以前の職員としての在職期間及び厚生年金保険の被保険者であつた期間については、通算の措置を講じ、職員の利益の保護に遺憾なきを期しております。

以上が本法案の提案の趣旨並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議をいただきますみやかに本法案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

定財政規模の是正について何らの考慮を払わないのみならず、経費の自然増加に目をおいて、一方的に自然増収の算入不足額の現象のみを主張していることは、地方財政の真実を直視せず、財政の何たるかをわきまえないものであると考えるのであります。しかしながら地方交付税の概算交付の遅延による地方財政の著しい窮乏を前にして、この点に關する論議を重ね、法案の成立を遅延せしむることは、地方財政運営の現状にかんがみまことにしのびがたいものであるとあります。

よつてこの際政府はさらに地方交付税の税率を〇・五%以上高めるか、あるいは地方交付税にタバコ専売益金の一定割合を加えて、交付税の税率の〇・五%の相当額以上の増額をなしたると同様の結果を得せしめるようにするか、すみやかにこれに關する法律案の提出を準備する必要があると思ふのであります。この点に關しまして政府の御所見と確約をお願いいたしたいと思ふのであります。

○小笠原国務大臣 地方財政の強化確立のためには、御指摘のごとき経費的経費の増加や、いわゆる赤字補填対策の経費等も考えられますので、この際の交付率百分の二十二のほか、専売益金中より明年度以降三十億円以上の金額を、たとえば地方交付税交付金に加える等の方法により、関係法案を準備する等、所要の措置を講ずる所存でございます。

○鈴木(幹)委員 了承いたします。御善処をお願いいたします。

○中井委員長 この際一時休憩をいたします。

午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩
午後四時三十分休憩

昭和二十九年五月二十日印刷

昭和二十九年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局